

公共施設マネジメントをテーマとした
法政策教育の実践の試み

齊藤 徹史

東北公益文科大学総合研究論集第38号 抜刷

2020年7月30日発行

公共施設マネジメントをテーマとした 法政策教育の実践の試み

齊藤 徹史

1. 法政策教育の必要性

地方自治とは、「住民生活に密接にかかわる地域のしごと（＝地域的公共の役務）を、国家から切り離して地域共同体の手に委ね、地域住民の意思と責任にもとづいて自主的に処理させる地方行政のやり方」を意味するとされる。この地方自治の概念を法的に分析すると、「住民自治」と「団体自治」の二つの要素から成る。前者は、「地方行政を中央政府の干渉を排してその地方の住民の意思で自主的に処理させること」であり、後者は、「国から独立した法人格をもつ地域団体を設け、この地域団体をして地方行政にあたらせること」をいう。そして、これらは「車の両輪」の関係にあり、国から独立した地域団体が存在しても、地域団体の政治や行政への住民の参画が不十分であれば、住民による住民のための地方行政の実現は覚束ないと指摘される¹。

他方、現代の地域団体（自治体）の重要な役割の一つが、住民と連携したまちづくりの実践である。「まちづくり」の定義は多様であるが²、ここでは、さしあたり、「まちづくりは、多様な主体による協働で行政等に働きかけ各地域におけるビジョンを実現させていこうとするプロセスであり、持続が不可欠で、持続して運営されながら、成長し成果を顕在化させるようになる」ものと理解しておく。このプロセスに終わりはなく、常に新しいアイデアが導入され、仕組みは作り変えられていく必要があるという³。

これらの見解を前提にすると、住民が主体となって、まちづくりのビジョン

¹ 原田尚彦『＜新版＞地方自治の法としくみ』4頁以下（学陽書房、改訂版、2005年）。

² 碓井光明『都市行政法精義Ⅱ』324頁（信山社、2014年）は、平仮名で「まちづくり」という場合には、2つの意味があるという。一つは、「少なくとも、一つの都市全体の街づくりと異なり、住民等に身近な地域的単位の街づくりを示しているように思われる」ことであり、もう一つは、「『まちづくり』の意味は『づくり』というプロセスに主たる意味」があり、「その中核になるのが行政主体の単独決定ではなく、複数主体の協議により進める方式」であるとする。

³ 美野輪和子「まちづくりのブランド戦略－地域の再生と持続可能な社会の構築を目指して－」国立国会図書館調査及び立法考査局総合調査報告書『地方再生－分権と自律による個性豊かな社会の創造』165頁（2006年）。

を考え、そこに参加することは、自治体行政への働きかけ・参画にもつながり、ひいては、住民による住民のための地方行政の実現にも資すると考えられる。とりわけ、次の社会を担い、かつ、新しいアイデアを生み出す若い世代がまちづくりに関与することは、まちの持続的な発展を実現するうえで、重要な意味をもつことになる。しかし、現実をみると、まちづくりの現場にいる自治会や住民団体からは、少子化を背景とした後継者不足に苦慮しているとの声を聞く。ここには、若い世代がまちづくりに関わろうとしない現状がある。その理由として、「仕事や家事・育児が多忙で時間がない」、「趣味や娯楽などを優先しており、まちづくりに関心が向かない」、「まちの顔役やシニア世代に意見・提言を無視されてしまう」などといった様々な事情を挙げられるが、若い世代にまちづくりへの参画を促すことは、地域と自治体にとって、今後の大きな課題でもある。とすれば、大学生にまちづくりへの関心をもたせ、疑似的にでもその参画と実践を経験させることは、今後のまちづくりにとって一定の意義があらう。

ところで、法政策学とは、「意思決定理論を『法』的に再構成し（再構成された意思決定を法的意思決定または法的政策決定と呼ぶ。……）、これを現在のわが国の実定法体系と結びつけ、法制度またはルール（実定法のような公式的性格をもたないが、なお多かれ少なかれ『法』的性格をもつ私的な規則の類を一括してこう呼ぶ）の体系を設計することにより、現在の日本社会の直面する公共的ないし社会的問題をコントロールし、または解決するための諸方策について法的意思決定者に助言し、またはそれを提供する一般的な理論枠組みおよび技法」をいう⁴。つまり、法政策学は、「法制度設計の理論および技法」であり、伝統的な法律学が制度の解釈・運用を中心に行ってきたのに対し、制度そのものをどのように設計すべきかを考えるのが法政策学である⁵。まちづくりが自治体の活動や様々な制度によって支えられているとすれば、学部教育で法学の基礎知識を身につけた学生を対象に、法政策学に触れる契機を与えれば、卒業後に実務を行いながら自ら学びを深め、まちづくりにおける課題の解決に向けて具体的な制度設計を構想できるようにもなる。

⁴ 平井宜雄『法政策学』5頁（有斐閣,第2版,1995年）。

⁵ 平井・前掲（4）5頁以下。

そこで、筆者は本学の学生に対し、まちづくりの重要な課題の一つである公共施設マネジメントをテーマに、法政策学に関わる教育実践を試み、政策や法律制度設計の在り方を考えさせる経験をもたせることにした。以下は、その具体的な活動内容を整理した覚え書である。

2. 公共施設マネジメント

公共施設マネジメントとは、「地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び活用する仕組み」⁶をいう。総務省は全国の自治体に対し、公共施設マネジメントに注力することを求めている。その契機は、平成24年12月に発生した中央高速道路の笹子トンネル天井板落下事故である。この事故によって公共施設の老朽化が注目され、平成26年に総務大臣は、自治体ごとに公共施設等の将来の維持管理や大規模修繕、統廃合などを検討し、公共施設等総合管理計画を策定することを要請した。その背景について、総務大臣は、「地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」であり、「公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資する」とした⁷。つまり、今後の日本社会の少子高齢化や人口減少を見込み、公共施設の更新や統廃合、長寿命化を計画的に行うことで施設数を適正化し、施設の維持管理費用を削減しようとする取組みが、公共施設マネジメントであるといえる。

筆者が公共施設マネジメントを法政策教育の実践のテーマとして扱うことが相応しいと考える理由は、主に三つある。

⁶ 一般財団法人地域総合整備財団「公共施設マネジメントとは」（<http://management.furusato-ppp.jp/?dest=guide>）の「用語集」に掲載（2020年5月31日閲覧）。

⁷ 「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（2014年4月22日付け総財務第74号総務大臣通知）。

第一に、先述のとおり、公共施設マネジメントはまちづくりに強く関係する⁸。そして、公共施設の配置には、自治体の教育政策、福祉政策、医療政策、文化政策など、様々な政策や法制度が関わっている。そのため、個別の公共施設の統廃合について学生が調査しようとするれば、それに関連した政策や法制度への学びが必然的に必要となる。また、公共施設マネジメントでは、まち全体を見渡して、住民への行政サービスの最適な供給方法を検討する。そのため、公共施設の配置という観点から、行政サービスに関する自治体政策についても理解を深めることができる。このように、学生が政策、法制度について学び、今後に向けて望ましい制度設計を考える機会となりうる格好の素材が、公共施設マネジメントである。

第二に、多くの公共施設は、地方自治法上の「公の施設」（住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設）（244条1項）とされている。「公の施設」である場合、普通地方公共団体は、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」のであり（244条2項）、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」（244条3項）。この概念は、住民の基本的人権を保障する観点から、住民の営造物の利用を権利として保障するために導入された⁹。公の施設である小学校は児童の学習権（憲法26条）の実現に、図書館は住民の「知る権利」（憲法21条）の実現に役立てられている。公の施設は住民の人権や生活に直結し、住民生活に不可欠な存在である。とすれば、公共施設マネジメントは、住民の人権保障に資することが前提となる¹⁰。このような視点に立つと、学生が、公共施設マネジメントを学ぶなかで、まちづくりにおいて住民の人権をいかに保障するべきかを考える契機にもなる。こうした経験は、学生が卒業後に社会人、とくに公務員になったときに実務でいかすことができる（公務員の憲法尊重擁護義務（憲法99条）参照）。

第三に、公共施設マネジメントは、将来に向けて見通す期間を「少なくとも

⁸ 参考、「座談会公共施設が危ない」開発こうほう613号15頁〔佐野修久発言〕など。

⁹ 白藤博行『地方自治法への招待』98頁（自治体研究社2017年）。

¹⁰ 齊藤徹史「公共施設マネジメントに対する行政裁判例からの一考察」自治総研482号78頁（2018年）。

10年以上¹¹とする長期的な視野と、まち全体を俯瞰する広い視野を必要とする。そして、そこに住む住民と対話し、協働することが不可欠となる。学生がこれに関わることで、時間的・空間的に大きな視野をもって考える訓練を積むことができる。また、住民との対話のなかで、相手の意見を聞いて理解し、自分の考えを発信する能力を養うことが可能となる。さらに、公共施設マネジメントの学びを機に、学生が卒業後の進路選択で地方公務員を志望するようになれば、キャリア教育としての意義も見出すことができる。

以上の理由から、筆者は、法政策教育の実践として、公共施設マネジメントに学生が触れる機会を継続的に設けてきた。その実践とは、株式会社荘内銀行との共同研究のもとでの公共施設の利活用の提言（3((1))), 秋田県にかほ市における公共施設ワークショップの実施（3((2))), 山形県酒田市が実施した公共施設マネジメントに関する出張講座への協力（3((3))), 学生による公共施設マネジメントに関する動画の制作（3((4)）である。以下ではその概要を紹介し、最後に実践の振り返りと今後の展望について述べることにしたい。

3. 法政策教育に向けた実践の試み

(1) 公共施設の集客力向上策・利活用策の提言

まちづくりは、往々にして、住民と自治体が主導して行うものと考えられている。しかし、本来は住民やNPOなどを含む、「民」の力が自治体の関与以上に発揮されることが望まれる。それは、住民自治の観念を踏まえると、まちの将来は「民」が考えて決めていく必要があるためである。まちづくりを行ううえでの住民のニーズは、当事者である住民、すなわち、「民」が最も認識できるといえよう。

まちづくりで活躍すべき「民」には、地域の金融機関も含まれる。金融機関は、建設業やサービス業などに対し、資金の供給や経営コンサルティングなどを通して、まちづくりを支援している。この点で、金融機関はまちづくり、さらには公共施設マネジメントにおいて、重要なプレーヤーでもある。

平成28年、本学は荘内銀行と「庄内地域における公共施設等の最適マネジ

¹¹ 参考、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」2頁（2014年4月22日付け総務省通知）。

メントに関する研究」と題する共同研究を行った¹²。研究目的は、山形県庄内地域における望ましい公共施設のマネジメントや整備・運営手法について研究することにある。また、本研究は、金融機関と教育研究機関の共同研究であるから、学生に地域課題の発見と解決の方法を実践的に学ぶ契機を提供することをも企図していた。そこで、学生に庄内地域における公共施設マネジメントを具体的に考えさせ、その結果を政策提言として発表させることにした。すなわち、庄内地域の公共施設の今後の利活用策を提言させる試みである。

筆者の演習に所属する学生8名を2つに分け、酒田市内の温泉施設である「ゆりんこ」と、山形県遊佐町内の温泉施設である「あぼん西浜」をそれぞれの調査対象とした。学生は、対象施設に足を運んで自ら調査し、主体的に利活用策の試案をまとめた。

同年7月22日、本学で「庄内地域の公共施設マネジメントと官民連携」と題するシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、まず、学生が各施設の特徴や先述の試案を発表している。グループの一つは、インタビュー調査の結果をもとに、施設は高齢者の利用が多い状況にあることから、集客力向上のアイデアとして、(i) ファミリー層や若者の利用を増加させるため、家族割引・学生割引を設定する、(ii) 地元の特産品である牛乳を使ったアイスクリームを子供に提供して利用の増加を図るなどといった案を示した。また、公共施設マネジメントに関わる提言として、自治体では、今後、人口減少による歳入不足と社会保障関係費の歳出増加が見込まれるため、施設に診療所を併設(温泉施設と医療施設の複合化)して利便性を高めることで、温泉施設の利用者の健康増進や施設を拠点とした地域の交流の広がりを実現し、ひいては高齢者の医療費の削減を目指す、との内容を発表した。次に、遊佐町長、酒田市副市長、庄内銀行頭取(当時)、本学学長特別補佐(当時)が登壇したパネルディスカッションが行われた。そこでは、地域にとっての公共施設マネジメントの重要性や、まちづくりにおける官民連携の必要性が論じられた¹³。

今回の一連の実践により、学生が、(i) 地域課題を掘り起こして、その解

¹² 本研究の研究代表者は、筆者が務めた。

¹³ 本シンポジウムは、庄内日報「庄内の公共施設マネジメント研究 官民連携の在り方探る」(2016年7月24日付け1面)、山形新聞「庄内銀と公益大の共同研究 官民連携考えるシンポ」(2016年7月23日付け9面)で取り上げられた。

決策を模索した点、(ii) 政策の見地から、公共施設の役割や地域における意義を理解した点、(iii) プレゼンテーション・スキル向上の必要性を認識できた点、(iv) 調査に当たって、丹念にデータを収集し、関係者の声に傾聴することの重要性を理解した点は、大きな成果となった。しかし、公共施設の利活用や集客力向上のアイデアを学生が提言するには限界があることも明らかとなった。今回の学生グループは、現地調査として、施設の見学や従業員へのインタビュー、利用者へのインタビュー、近隣住民（町内会）へのインタビューのほか、全国の類似事例の調査などを行ったうえで試案を作成した。しかし、公共施設の利活用を検討する際のフィージビリティスタディ（実現可能性調査）では、一般に、施設の財務分析や新規事業に当たってのコスト分析、資金調達の方法、マーケティングなど、定量的な検討も行われる。これらは金融や会計の知識が必要となり、法律学を中心に学んでいる参加学生がこれらに対応するのは困難でもある。学生の提案がアイデア（敢えて悪い表現を使えば、「思い付き」）のレベルを脱し、公共施設マネジメントとして実際に活かすことのできるレベル（実務で活用できるレベル）となるには、自治体や金融機関の専門的な知識をもった職員の協力が必要である。こうした支援なしに、地域や自治体がまちづくりのアイデアを学生に求めても、その実現可能性には限界がある。学生の学びの一環としての活動に対し、地域の側からの期待が過剰であると、実際のところ、それに応えきれないこともある点には留意が必要である。

（２）住民と自治体が行う対話への参加—その1¹⁴

にかほ市では、平成29年3月に「にかほ市公共施設等総合管理計画」を公表した。そこでは、少子高齢化と厳しい財政事情のもと、「建物系公共施設について推計した将来の40年間の更新費用は約556.2億円で、単年度では約13.9億円となる。施設の建替え費用の合計は377.7億円であり、平成48年（2036）以降は大規模な更新費用が集中する時期を迎える」との危機感を示している¹⁵。

¹⁴ 本実践に関する詳細は、齊藤徹史「地域の公共施設の将来像を考える—住民・自治体・学生の対話から—」第37回土佐自治研集会第12分科会（新しい公共のあり方「住民協働」理想と現実）自主レポート（http://www.jichiro.gr.jp/jichiken_kako/report/rep_tosa37/12/1208_jre/index.htm）（2020年5月31日閲覧）参照。

¹⁵ にかほ市「にかほ市公共施設等総合管理計画」3-6（2017年3月）。

しかし、「40年後の本市の人口は現在よりも29.3%減少すると推計」されるうえ、「現在の本市の人口1人当たり公共施設延床面積が類似団体比で24.7%過剰」な状態にある。そこで、「今後の財源不足を補うためには建物系施設の総延床面積で40.3%削減が必要である。しかし行政サービスとのバランスから、現状の施設を過剰に削減せずに、行政ニーズと財源に見合った施設の総量見直しの目標として、当面は建物系施設の総延床面積を30%削減する」、すなわち、「平成68年度（2056年度）までに建物系施設の総延床面積を30%削減する」との目標を立てた¹⁶。

市としては、この目標の達成に向けて着実に取り組んでいく必要があるものの、市民の理解なくこれを実現することは難しい。そのため、市と本学が連携し、平成30年2月6日、「にかほ市の公共施設の将来を考えるワークショップ」を開催した¹⁷。

ワークショップには、先述の（1）と同じ8名の学生が参加した。学生にとっては、まちづくりについて住民と議論し、また、公共施設マネジメントの新たな実践を体験できる機会にもなる。なお、にかほ市についての知見がない学生のために、事前学習として、にかほ市の公共施設の見学や関係者へのインタビューを実施している。

ワークショップ当日は、まず、住民・学生・市職員から成る参加者がグループに分かれ、「公共施設マネジメントゲーム」を実施した。これは、さいたま市など他の自治体で開発・活用されているボードゲームで、与えられた資源や条件のもとで、まちの将来の公共施設の配置の在り方を参加者同士で議論するものである。このゲームは、参加者間で勝敗を決めるものではなく、まちの将来像を参加者が対等に話し合うところに特長がある。ともすれば、机上の議論となりがちな公共施設マネジメントを、ゲームを通して疑似的にではあるが体験することができる。学生には事前にゲームを経験させ、当日はグループの中でルールの説明を行わせるなどして、円滑なゲームの実施を目指した。

次に、「公共施設マネジメントと自治体財政－公共施設老朽化生まれ変わる

¹⁶ にかほ市・前掲（15）4-3。

¹⁷ 本ワークショップは、「にかほ市提案公募型による学生等の公益活動支援事業補助金」の成果でもある。

ためのまちづくり」と題する講演（講師：公益財団法人地方自治総合研究所菅原敏夫研究員）が行われた。その後、学生2名が公共施設マネジメントについてのプレゼンテーションを実施した。「公共施設マネジメント―事例と展望」と題し、公共施設マネジメントの論点や課題、全国の自治体の事例、それぞれの学生の出身地の自治体（山形県米沢市・山形県鶴岡市）が作成した公共施設等総合管理計画の内容などを発表した。最後に、意見交換会を実施した。筆者がコーディネーターとなり、市民の意見や疑問に対して市が答えながら議論を進めた。

ワークショップ終了後、学生に感想を聞いたところ、「公共施設の問題はどの地域でも共通の課題で、住民のニーズや使用する人達の年齢層によって利活用の方法が大きく異なることがわかった。人口減少が進む中でターゲット層にあった公共施設の利用を考えていきたいと思った」、「にかほの課題は庄内の課題とも共通しているところもあるのでとても参考になった」などの声があった¹⁸。

ワークショップに参加した住民は、公募への応募によるものであった。そのため、学生にとって、まちづくりに関心が高く、地域のことを真剣に考えている住民との意見交換は、大きな刺激となったようである。まちづくりに対する人々の意見は様々であること、その関わり方は多岐にわたることを学生は実感をもって知り、まちづくりに対する当事者意識が芽生えたように見受けられた。

（3）住民と自治体が行う対話への参加―その2

酒田市は、公共施設マネジメントを展開するために、平成27年3月に「酒田市公共施設白書」・「酒田市公共施設適正化基本計画」、平成28年3月に「酒田市公共施設適正化実施方針」、平成29年3月に「酒田市公共施設等総合管理計画」を策定した。その背景には、市として、「市民福祉の向上を目指して、多様化する市民ニーズに応じていくためには健全な財政運営が不可欠」であるが、「人口が減少していく中で、現在保有している公共施設をすべて保有し続け、改修・更新していくことは非常に困難な状況」¹⁹にあるとの認識がある。その

¹⁸ 齊藤・前掲（14）。

¹⁹ 酒田市「酒田市公共施設等総合管理計画」1頁（2017年3月）。

ため、公共施設の新設の抑制や統廃合、複合化などを行うといった、公共施設マネジメントを実践する必要に迫られている。

とはいえ、これには市民の理解が必要である。平成28年7月に市が実施したアンケートによると、公共施設やインフラ施設の課題については、「強く関心を持っている」が15.8%、「関心を持っている」が52.0%、「あまり関心を持っていない」が28.8%、「まったく関心を持っていない」が2.6%であった。また、公共施設の施設数（延床面積）の削減については、「積極的に進めるべき」が28.7%、「進めた方がいい」が53.0%である一方、「公共施設はまだ不足しているので進めるべきではない」が8.6%、「既存の公共施設はすべて必要なので、維持・更新すべき」が7.9%であった。そして、公共施設の統廃合による不利益については、「ある程度受け入れられる」が66.6%、「受け入れられる」が26.5%、「受け入れられない」が5.4%との結果であった²⁰。ただし、このアンケートは、酒田市の公共施設全般に対して市民の意見を聴くものであり、個別の公共施設に対する意見を聴くものではない。公共施設の施設数の削減に肯定的な市民であっても、身近な施設が統廃合の対象となったとき、果たしてそれに理解を示すかは不明である。ともすれば、公共施設の統廃合などに対し、住民は「総論賛成、各論反対」となる傾向にある。そこで、市は、各個別施設の適正化を進めるためには、市民の理解が必要不可欠であると考え、公共施設の課題や問題点への理解を促す機会を設けることとした。

平成30年10月から11月にかけて、市は、市内3か所（松山・平田・八幡地区）で、「公共施設適正化に関する出張講座」を開催した。市民を対象に、参加者は公募により募集された。筆者は、市からの要請を受け、学生3名とこれに協力している。

講座では、にかほ市と同じく、各会場で「公共施設マネジメントゲーム」をグループで行った。学生には事前にゲームを体験させ、講座当日はゲームや議論を主導する役割を担わせている。また、ゲーム終了後には、全体での意見交

²⁰ 酒田市「公共施設等に関する市民アンケート」は、平成28年7月4日から29日までの間に実施し、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の市民2000名を対象とした。郵送による発送・回収の方法で実施し、回答者数は868人（回収率43.4パーセント）であった（<http://www.city.sakata.lg.jp/shisei/kaikaku/shisetsutekiseika/koukyousisetu.html>）（2020年5月31日閲覧）。アンケート結果は、酒田市「酒田市公共施設等に関する市民アンケート結果」3頁以下（2016年9月）による。

換を実施した。市と住民との間に中立的な学生が入ることで、住民から行政への要望を述べる場といった雰囲気にはならず、建設的な議論が展開された。

当日は参加者が学生を温かく受け入れ、学生の意見を尊重してくれた。そのため、学生としても、存分に議論に参加できたとのことである。以前からまちづくりに関心があり、漠然と市町村職員になりたいと考えていた学生が、この講座を機に、その志望がより強固になったと話していた。

今回の講座で残念であったのは、市が想定していたほどの参加者数を確保できなかったことである。市は広報の機会を十分に確保していたが、講座の開催が平日の夜間であったことも参加者数の少なさの一因となった可能性がある。しかし、山形県内では、まちづくりに関心をもつ市民が限られているとの声も聞く。今後は若い世代を含め、市民がまちづくり、さらには地方自治への関心を高めることが必要となるであろう。

(4) 情報発信ツールの制作

学生は、公共施設マネジメントへの理解を深めるにつれ、これに対する市民の関心が十分に高まっていない現状を認識した。そのため、学生5名が公共施設マネジメントに関する動画を制作することにした。制作に当たっては、酒田市と連携しつつ、学生が主体となって企画している。

学生によると、動画の視聴者を酒田市民と想定し、とくに若い世代に見てもらおうことを目指したとのことである。そこで、市の公共施設の現状や公共施設等総合管理計画の概要を1分以内の短時間でまとめた。若い世代にとって、動画は時間的に短く、内容がコンパクトにまとめられている方が好感をもたれるようである。また、文章や数字を用いて論理的に見せるのではなく、酒田市の公共施設の過去・現在の様子の比較、出演した学生のセリフの字幕表示など、視覚的に強い印象を与えることを狙っている。他方、動画に盛り込もうとする情報量は多くなりがちとなるため、その取捨選択に苦労したという。

動画は、令和元年12月に完成した²¹。同月25日、酒田市役所で学生による完

²¹ 本動画は本学のyoutubeチャンネルに掲載されている。「【本学地域イノベーション研究所作成】酒田市公共施設PR動画」(<https://www.youtube.com/watch?v=oB3bXxH5Klk>)参照。なお、「本学地域イノベーション研究所」は、筆者が代表を務める学内研究機関である。

成発表会が行われ、副市長に動画を紹介した²²。

制作に当たった学生は、出来栄えに概ね満足しているようで、よい経験ができたと話している。なお、制作に関わった学生2名は、公共施設マネジメントに関する政策提言を地元紙に寄稿した。記事の一つは、動画制作に当たっての工夫や所見、若い世代のまちづくりへの参加の必要性を論じ²³、もう一つは、出張講座に参加した経験も踏まえながら、公共施設マネジメントの意義や市民が公共施設の在り方について話し合うことの重要性を論じる内容であった²⁴。

4. 実践の振り返りと今後の展望

まちに公共施設をどのように設置・配置するかは、自治体の政策的判断事項である。しかし、自治体は住民の生活必須施設を、少なくとも住民のシビル・ミニマムを保障できるように配置すべき法的責務を負うとされる²⁵。自治体がこの責務を全うするためには、職員が関連する政策に通暁し、具体的な制度設計を構想しうる実務的能力が必要である。こうした人材には、常に学び続ける姿勢だけでなく、住民との対話を積極的に行う意欲が求められる。このことは、まちづくりに関わる住民にとっても必要な資質である。

他方、公共施設マネジメントの実践に携わる人材は、人権に配慮し、他者への寛容さや温かさを兼ね備えた人格であることが望ましい。先述のにかほ市のワークショップが開催される前日、開校から143年の歴史をもつ小学校に、廃校となる直前に訪問する機会を得た。在校生は翌年度から近隣の小学校にスクールバスで通うとのことである。児童数の減少が統廃合の主な原因である。子供や地域住民にとって、小学校は地域の核であり、共同体の歴史や思い出が積み重なった施設である。小学校の廃校は、地域に大きな喪失感を与えると住民から聞いた。経済性や効率性では測りきれない人々のそうした「思い」を尊

²² 当日の様子は、荘内日報「動画で公共施設マネジメント」（2019年12月27日付け1面）で紹介された。この記事は、同紙ホームページにも掲載されている（<http://www.shonai-nippo.co.jp/cgi/ad/day.cgi?p=2019:12:27>）（2020年5月31日閲覧）。

²³ 佐藤大雅「提言『公共施設の在り方』④」（荘内日報2020年3月22日付け3面）。本稿で取り上げた動画制作については、本記事が詳しい。

²⁴ 金子要「提言『公共施設の在り方』⑤」（荘内日報2020年3月24日付け4面）。本稿は、基本的に本記事と同じ視角に立つため、記述の重なる部分がある。

²⁵ 原田・前掲（1）189頁。

重できる寛容さや温かさは、公共施設マネジメントに関わる人には欠くことができないと思われる。

文部科学省は、「予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる『学士力』の重要な要素」として、(i) 知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力、(ii) 人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力、(iii) 総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力、(iv) 想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験を掲げた。そのためには、「人間としての自らの責任を果たし、他者に配慮しつつ協調性を発揮できるための倫理的、社会的能力を身に付けられるようにするとともに、答えのない問題に対して自ら解を見出していく主体的学修の方法や、想定外の困難に際して的確な判断力を発揮できるための教養、知識、経験を総合的に獲得することのできる教育方法を開発し、実践していくことが必要」であるとしている²⁶。

今回の一連の試みは、「主体的学修」の一環として企画したものである。この経験は、今後さらなる改善の余地があるにせよ、(i)、(ii)、(iii)の力を学生が涵養する一助になったと考えている。しかし、(iv)の「教養、知識、経験」の習得は今後強化する必要がある。学部の法学系科目にある憲法や地方自治法、民法の知識は、公共施設マネジメントの実践のなかでも求められる。学部教育のなかでその基礎を定着させるだけでなく、実践の過程でも法の関わりを一つ一つ確認していくことが必要である。他方、これら以外の行政の実務的な知識をどこまで教えるかについては、今後検討していきたいと考えている。

最後に、本稿で紹介した実践は、酒田市、にかほ市、荘内銀行、遊佐町のご厚意がなければ、実現は不可能であった。それぞれの実践でご助力くださった皆様に、深甚なる感謝を申し上げ、この覚え書を終えることとする。

²⁶ 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」5頁以下（2012年8月28日）。